

別記 第1号様式

八匠水道企業団公告

建設工事等に係る制限付一般競争入札の実施について

建設工事等に係る制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和5年10月20日

八匠水道企業団  
企業長 宮内 康幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事等の名称 低地区第1-5工区給水補助管更新工事
- (2) 工事等の場所 匠瑳市八日市場イ453番634地先
- (3) 工事等の期限 契約日の翌日から90日間
- (4) 発注工種 管工事
- (5) 工事等の概要

【布設工事】

- ・配水用ポリエチレン管  $\phi 50\text{mm}$  L=39.12m
- ・仕切弁  $\phi 50\text{mm}$  1基
- ・排水弁  $\phi 40\text{mm}$  1基

【撤去工事】

- ・硬質塩化ビニル管  $\phi 40\text{mm}$  L=39.12m
- ・仕切弁  $\phi 75\text{mm}$  1基

- (6) 最低制限価格 有

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事等の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本公告日までに八匠水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に「建設工事」で登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者でなければならない。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は入札前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (3) 八匠水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は八匠水道企業団契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名停止措置を、本公告日から開札日までの間、受けていない者でなければならない。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び八匠水道企業団契約に係る暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者。
- (5) 「八匠水道企業団水道事業の設置等に関する条例第3条第2項に掲げる給水区域」（以下「給水区域」という。）に本店、又は入札・契約等の権限を委任された支店等を有する者。
- (6) 資格者名簿において、「管工事」のB、C等級に格付けされている者で総合評定値が500点以上、699点以下であること。
- (7) 管工事に係る建設業法第26条第1項の規定による主任技術者、又は同条第2項の規定による監理技術者を専任で配置できる者。ただし、配置する技術者は、入札参加者と申請日以前3か月以上の直接的かつ恒常的雇用関係を有する者でなければならない。

### 3 開札等

- (1) 開札の日時及び場所は次のとおりとする。
  - ア 日時 令和5年11月8日（水）午前10時15分
  - イ 場所 八匠水道企業団 2階会議室
- (2) 入札参加者（事前確認において入札を無効とされた者を除く。）は、開札に立ち会わなければならない。なお、代理人を立ち合わせる場合にあっては、「委任状」を提出すること。

### 4 現場説明書及び設計図書等の縦覧

- (1) 本工事等の現場説明書等は、八匠水道企業団ホームページ（以下「ホームページ」という。）の「入札・契約情報」に掲載する。
- (2) 現場説明会は実施しない。
- (3) 本工事等の図面、設計書、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の縦覧を次のとおり行う。
  - ア 縦覧期間 令和5年10月20日（金）から令和5年11月7日（火）  
（閉庁日を除く）
  - イ 縦覧場所 八匠水道企業団 総務班
  - ウ 受付時間 午前9時から午後5時まで

## 5 設計図書等の配布

設計書等はホームページからダウンロードの方法により配布する。

## 6 設計図書等に対する質疑

設計図書等の内容に疑義があるときは、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限 令和5年10月26日(木)まで。(閉庁日を除く。)

(2) 提出場所 八匠水道企業団 総務班

(3) 提出方法 提出はファクシミリに限る。

FAX番号 0479-73-4774

送信後は、ファクシミリの到着を必ず電話で総務班に確認をすること。

電話番号 0479-73-3171

(4) 回答 令和5年10月30日(月)までに、ホームページに掲載する。

## 7 入札書等の提出方法等

(1) 入札参加者は、入札書、誓約書及び工事内訳書を作成し、別紙のとおり必要事項を記載した封筒に入れて、提出期限までに指定郵送先に届くよう郵送しなければならない。

ア 提出期限 令和5年11月7日(火)

イ 郵送先 郵便番号 289-2104

匠瑛市生尾10番地

八匠水道企業団 総務班

ウ 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。

(2) 郵送された入札書はいかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(3) 次の各号に掲げる入札書等(入札書、申込書及び誓約書をいう。)はいかなる理由があっても受理しない。この場合において、イからエに該当する入札書等があるときは、当該入札書等を郵送した者にその旨を通知する。

ア 持参した入札書等

イ 提出期限を過ぎて届いた入札書等

ウ 指定郵送先以外に届いた入札書等

エ 第1項に規定する郵送方法以外の方法により届いた入札書等

(4) 前項の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内(閉庁日を含まない。)に書面をもって理由の説明を求めることができる。この場合、あて先を「八匠水道企業団企業長」とする書面を総務班に提出すること。本書面を受理した日から3日以内(閉庁日を含まない。)に書面をもって回答する。

## 8 事前確認

- (1) 入札書等を郵送した者が、資格要件を満たしていないことが明らかであることを開札前に確認したときは、当該者の入札を無効とし、直ちに当該入札等を郵送した者にその旨を通知する。
- (2) 入札を無効とされた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって理由の説明を求めることができる。この場合、あて先を「八匠水道企業団企業長」とする書面を総務班に提出すること。本書面を受理した日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。

## 9 工事費等内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、当該入札に係る工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）を入札執行者に提出しなければならない。なお、内訳書は入札書とともに封筒に封かんすること。
- (2) 内訳書は、工事等の名称、工事等の場所、入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職、氏名を記載し、提出すること。
- (3) 内訳書を提出しない入札者がいるときは、その者の入札を無効とする。また、提出された内訳書に不備が認められる場合は、当該入札書を提出した者の入札を無効とすることがある。

## 10 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び入札約款等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 1.1 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。
- (2) 落札候補者がいないときは入札を不調とする。

### 1.2 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

- (1) 入札執行者は、開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせ落札候補者決定するものとする。
- (2) 前項の規定は、次順位候補者の順位をただちに決定する必要がある場合に準用する。

### 1.3 落札候補者の資格確認及び落札決定

- (1) 落札候補者となった者は、入札日を含めて3日以内（閉庁日を除く。）に、建

設工事等に係る制限付一般競争入札参加確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を総務班に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 落札候補者が提出期限までに資格確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示する。

(3) 前項の規定により、入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって理由の説明を求めることができる。

この場合、あて先を「八匠水道企業団企業長」とする書面を総務班に提出すること。本書面を受理した日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。

(4) 前3号の規定は、次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示した場合において準用する。

(5) 資格確認申請書を提出した候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。この場合において、すでに確認を行った者を除き、その他の候補者の資格確認は行わない。

(6) 落札者が決定したときは、当該落札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、契約に必要な手続きについて指示する。

(7) 落札候補者は、資格確認申請書に次の書類を添付し提出すること。

ア 同種工事等の施工実績を証明できるもの

イ 配置予定技術者の資格を確認できるもの

ウ 配置予定技術者、現場代理人の雇用関係を証明できるもの

エ 専任技術者証明書（営業所の専任技術者）の写し

#### 1.4 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。ただし、企業長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

#### 1.5 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### 1.6 契約保証金

契約者は、八匠水道企業団会計規程第90条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、契約保証金に代わる担保として国債又は金融機関の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証

を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### 1.7 支払い方法

完成後一括払いとする。ただし、請負代金の10分の4以内の前払金を請求することができる。

#### 【問い合わせ先】

八匠水道企業団 総務班 電話番号 0479-73-3171